

請書の受付を行います



町では、平成20年7月に災害時に自力で避難することが困難な方々を対象とした「災害時要援護者マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき、「災害時要援護者登録申請書」の受付を行ってきましたが、地域支援者を登録することができるように「災害時要援護者マニュアル」の一部を改正しました。

この改正により、ひとり暮らしの高齢者や障害者など、普段の生活の中で周りからの支援を必要とする方が、災害時に地域の支援を受けられるようにするために、あらかじめ個人の情報と地域支援者を町に登録ができるようになりました。

東日本大震災のとき「要援護者名簿」が活用されました

3月11日の東日本大震災において、町では、地域支援者（民生委員）が要援護者名簿を活用して、要援護者の安否確認等を行い全員の無事を確認することができました。

「災害時要援護者とは」

地震等の災害が発生した場合に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への避難が困難であり、第三者の支援が必要なお方です。

町では、おおむね次の基準に該当する方とします。

1. ひとり暮らし、高齢者のみの世帯の方（75歳以上）
2. 寝たきり（要介護3以上）の方
3. 認知症（要介護3以上）の症状を有する方

「地域支援者とは」

災害時要援護者に対する普段からの見守りや災害が発生した時に災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を心がけていただく近隣住民の方々です。

「登録申請の方法について」

登録を希望する方は、災害時に支援を受けるために必要な個人情報に関係支援団体【消防署、消防団、自主防災組織（行政区、行政組合）、担当民生委員・児童委員】等へ提供することに同意していただくとします。

なお、情報提供する内容は登録申請書の記載事項の中から、必要最低限度の情報（氏名・住所・電話番号・緊急連絡先等）になります。

登録をする場合は、災害時要